

別記 (二)

解決條件 (覽書ヲ作成セズ)

- 1. 船検也以下ノ運賃ヲ七分三分トス (嘆願通り)
- 2. 船料ハ現在通り
- 3. 毎月ノ勘定ハ嘆願ニ添々ヘク努力カス
- 4. 若密丸船長ノ島田部作ハ公休日ヲ定メス 普務閑散ノ場合適当ノ休養ヲ与フ
- 5. 船長船員共勤ノ場合ハ船長ヲ使用スル場合ハ其費用ヲ五日迄事業主ニ於テ負担ス
- 6. 盆年末ニ各務員ノ手前ヲ給与ス (嘆願通り)

田中洞酒店労働組合
 代表者 山本達雄
 顧問 藤沼庄平
 昭和九年六月十九日

労働第一三八一号

常務理事 昭約九年六月十九日

警視總監 藤沼庄平

内務大臣 山本達雄 殿
 社会局長 官 殿

田中洞酒店労働組合ニ関スル件 發生一解決

發生六六 解決六十一
 使用労働者一六
 争議参加者一八
 関係労働組合 京浜船夫労働組合

西上旬六月七日付過改善問題関シ自議發生要末事項ノ大部分ヲ容上月十日圓滿解決

待遇改善問題ニ發端シ標記自議發生セルノ事業主ニ於テ要末事項ノ大部分ヲ容シ圓滿解決其情況左記ノ通りニ有之

記

一 自議發生ノ場所 城東区砂町三ノ一
 及 日 時 昭和九年六月六日

9. 6. 26
 3699

